

東温市と四国乳業(株)との包括連携に関する協定書

東 温 市

四国乳業株式会社

東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進するとともに、SDGsの理念を取り入れ、地域の安全・安心の確保、地域創生の推進等の取組を通じて、地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (1) 食育や職業教育の充実に関する事項
- (2) 健康維持・増進に関する事項
- (3) 地域の安全・安心や防災力向上に関する事項
- (4) 災害時及び渇水時における給水に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組内容及び実施方法）

第3条 前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

（物資等の協力要請）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙が取り扱っているもののうち、乙の事業運営に支障のない範囲において物資の提供を要請することができる。

（要請の手続き）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、物資提供要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話またはファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、物資提供等を行ったときは、甲に対し、物資提供報告書（様式第2号）により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第4条の要請により乙が物資提供を行った場合に要した費用について負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時発生直前の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙から本協定の変更又は解除の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

(守秘事項)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において相手方より知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は提供してはならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

東温市

市長

加藤 章

乙 愛媛県東温市南方 9 5 5 - 1

四国乳業株式会社

代表取締役社長

島原吉之

様式第1号(第5条関係)

東温危第 号
年 月 日

四国乳業株式会社 様

東 温 市 長

物資提供要請書

東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定第5条の規定により、
次のとおり協力を要請します。

養成年月日	年 月 日()
要 請 内 容	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

東 温 市 長

四国乳業株式会社

物資提供報告書

協力要請のあった物資提供の実施について、東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

提供年月日	年 月 日 ()
提供内容	
備 考 (特記事項)	